

平成17年4月に、「さんごの島」という意味の沖縄の言葉「うるま」から名付けられ誕生したうるま市(人口:約12万人/面積:約86km<sup>2</sup>)は、沖縄本島の中部東海岸に位置し、北部には標高204mの石川岳がそびえ、山麓は東側に緩やかに傾斜して台地、低地、<sup>きんわん</sup>金武湾へ続く丘陵地から海までの多様な地形が域内に凝縮されており、豊かな風景と自然環境に恵まれたまちです。東南部に広がる<sup>かつれん</sup>勝連半島の東方海上には、全長4.7kmの海中道路をはじめとして、有人、無人の8つの島々や海洋レジャーに適した海浜を有しており、沖縄本島東海岸特有の穏やかさを活かしたマリンスポーツが盛んに行われています。また、歴史・文化では、平成12年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」に登録された世界遺産勝連城跡や、県内随一の闘牛や各地域で特色を持つエイサー、獅子舞、ハーリーなど固有の風土に育まれた貴重な歴史文化が、若い世代の間にもしっかりと受け継がれています。



伝統エイサー (勝連平敷屋)

昨年度は、新型コロナウイルスの影響で、行事・イベントのほとんどが中止となったところではありますが、状況が落ち着き、皆さまが来

沖される際には、ぜひうるま市の方にも足を運んでいただければ幸いに存じます。

さて、公害苦情処理を所管する市民部環境課環境保全係は、係長1名・係員3名・会計年度任用職員1名の計5名で組織され、掌握する事業は、公害対策関連事業、野犬・ハブ等対策事業、狂犬病予防関連事業、動物愛護関連事業、墓地等経営許可関連事業、空地適正管理関連事業、自然再生関連事業、簡易水道関連事業等々、多岐に渡っており、うち公害対策関連事業につきましては、係員1名がその業務を担当しています。平成31年度に受け付けた公害苦情件数は101件を数え、その主な内訳は、「悪臭:41件」、「騒音:18件」、「大気汚染:13件(うち野焼き:8件)」となっています。

例年、大きな割合を占めている畜舎(豚舎)を発生源とする悪臭苦情対応につきましては、これまで、現場に赴いての指導をはじめ、定期的な臭気測定及び施設状況調査等により、環境基準を満たしていない事業者を把握し、改善に向けた指導等を実施してまいりました。しかしながら、令和2年1月に発生した豚熱(CSF)の影響により、令和元年度~2年度にかけては、感染拡大・再発防止の観点から、施設に立ち入っての調査・指導等の実施が困難な状況となっています。現在、豚熱発生により操業の停止を余儀なくされてきた事業者が、徐々にその活動を再開しつつあります。本県の食文化の一翼を担う養豚業の復興は、大変喜ばしいところではありますが、同時に、畜舎由来の悪臭発生に伴う苦情の増加が懸念されることから、今後とも、畜産関係部署等との連携をさらに密にし、地域

の生活環境と調和した畜産環境の構築に向け、取り組んでいく必要があると考えております。

昨年度において解決に至った公害苦情のうち、私の中で特に印象深かった事例は、精肉工場からの汚水流出に関する苦情であり、具体的内容といたしましては、「降雨時に、精肉工場からの汚水が苦情者管理の畑に流れ込み、悪臭が発生している。」というものでした。私と担当係員で現場調査を行ったところ、精肉工場から排出される汚水は、一旦、工場敷地内の自家製グリストラップ（コンクリートブロック造り（屋根なし）、EM（有用微生物）による有機物の発酵分解）により処理され、隣接する苦情者管理の畑内をとる排水パイプから、公共水域（河川）へと排出されていました。しかしながら、グリストラップが適正に管理されておらず、蓄積した<sup>ざんさ</sup>残渣（汚泥）の一部が、排水水とともに流出している状況が確認されたことから、雨天時にオーバーフローした汚水が、隣地に流出したものと推察し、「排水水の水質については、保健所からお墨付きをもらっている。」と主張する事業主に対し、適正なグリストラップの管理について指導を行いました。

約1か月後、苦情者から再度同様の相談が寄せられたため、保健所職員同行のもと、現場調査を実施いたしました。その結果、工場敷地境界線付近において、排水パイプの一部を切断し、切断面下買い物カゴを設置することで汚水に混入した残渣を回収し、カゴの下に設置したパイプに残渣回収後の汚水を排出するという仕組みがとられており、適正に排出できなかった汚水の一部が、隣地に流出していることを確認いたしました。カゴは草木で目隠しされ、前回調査において見落とししたところとなっていました。

事業主はその事情について聴取したところ、「残渣等によるパイプの詰まりを防止するための措置である。」という訴えではありましたが、

残渣の流出防止はあくまでグリストラップ内で完結することが望ましく、早急なパイプ接続等の対応を保健所職員とともに強く求めました。その後、苦情者から「畑への汚水流入が無くなった。」との感謝の言葉を頂戴し、本件は解決に至りました。

紹介させていただいた事例は、関係機関である保健所との連携を図ることにより、比較的早期の解決となったケースとなりますが、公害苦情は、長期的な取り組みを要する場合も多々あり、苦情者の訴えや原因者の主張も多種多様であります。住民の皆さまに最も近い市町村の窓口では、苦情者・原因者それぞれの訴えを傾聴したうえで対応していくことはもちろんのこと、ケースバイケースに応じた他機関との連携や、問題の解決に向けた具体的な手法の検討・提案も必要と考えます。私自身、まだまだ勉強中の身ではありますが、今後とも市民の皆さまに寄り添った苦情対応を心がけ、実践してまいります。

現在、私どもは、業務改善の新しい試みとして、これまでエクセル一覧表にて管理していた公害苦情履歴データの、エクセルVBAを活用したデータベース化及びシステム化に取り組んでいます。本システムにおいては撮影した写真データの苦情対応メモへの紐づけや、毎年実施されている公害苦情調査に対する基礎データの出力等、データの適正管理や有効活用を図ることが可能となっています。令和3年度におきましても、本システムの更なるブラッシュアップや、業務フローの見直し等を行い、よりレベルの高い業務遂行体制の構築を推進していきたいと考えています。

環境保全業務を担当する係長として、係員の皆さんとともに、日々の研鑽を怠ることなく、明るく元気に業務に取り組んでまいります。

（執筆：環境保全係副主幹兼係長 目取真康裕<sup>めどるまやすひろ</sup>）